

標 題：

非常操舵場所に船首方位情報を与える措置

NKテクニカル インフォメーション

No.: 1 5 6

Date: 平成7年1月10日

関係船主、造船所 各位

1974年 SOLASの1989年改正第V/12(f)規則に定められている「非常操舵場所に船首方位情報を提供するための措置、とくに目視によるコンパス方位を提供するための措置」に対する本会の解釈、及び本会の解釈とは異なる政府の解釈は、弊会のテクニカルインフォメーション No. 144 及び No. 152 にてお知らせしたとおりです。

今般、マン島政府より、非常操舵場所に対する「目視によるコンパス方位を提供するための措置」として「ジャイロレピーターを恒久的に備える」よう指示がありました。よって、今後マン島籍として建造される船舶で、非常操舵場所がある場合には、同国政府のこの要件を考慮する必要がありますので、お知らせいたします。

これにより、アルゼンチン、バハマ、クウェート及びマン島政府は、非常操舵場所にジャイロレピーターを恒久的に備えるよう要求していることとなります。

以 上